

第三者行為手続きの流れ

被保険者(被扶養者)手続きの流れ

1. まず、健保組合まで、電話にて事故の概要と健康保険で治療を受けたい旨を連絡
(書類を速やか(1ヶ月以内)に提出するという確約をしてもらうことで、治療を進めてもらう)
2. 傷病届書類一式(6)以外を事業所へ提出(原則1ヶ月以内)
3. 被保険者は、誓約書に記載されている内容について必ず遵守すること。
 - ・ 診療経過等、随時健保組合へ報告を行う
 - ・ 特に症状固定、被害者請求、示談する場合の事前連絡は重要なので、必ず連絡を入れる

【提出書類】

- 1)交通事故等による「傷病届」
- 2)誓約書(自損事故の場合には不要)
- 3)人身事故扱いの交通事故証明書(自動車安全運転センター発行のもの)
- 4)医師が証明する診断書(受診した病院全て。なお、傷病届提出後、新たに別の病院で受診した場合には、速やかに診断書を提出のこと)
- 5)健保組合常務理事宛の「健保使用依頼書」(事業所発行のもの)

[補足]

- 1) 2)は健保組合ホームページよりダウンロード。
- 1)~4)を被保険者から提出させ、事業所で5)を作成・添付の上、健保組合までご提出下さい。

3)の事故証明書は“人身事故”扱いのものでなければなりません。
物損扱いで処理してしまった場合には、以下のどちらかの方法を取るよう指導して下さい。

- ・ 警察に申し出て人身事故扱いに変えてもらう
- ・ どうしても人身事故扱いに変えられない場合には、物損事故扱いの交通事故証明書に『人身事故証明書入手不能理由書』(損保会社に用紙があります)を添付して下さい。

なお、轢き逃げ、無保険車等による傷病についての治療費、その他については、自動車損害賠償保障法に基づき、政府に対して被害者から直接請求できます。(申請用紙は損保会社にあります)

事業所担当者 手続きの流れ

被保険者から書類が届きましたら、下記1~4を確認して下さい。
特に、2と3を失念されるケースが多いのでご注意下さい。

1. 傷病届等書類一式をチェック。

交通事故等による「傷病届」

- ・ 記入漏れがないか
- ・ “3)事故内容”の「目的」欄が通勤となっていないか 労災扱いとなり健保適用不可
- ・ “6)事故発生状況及び現場見取図”欄に、詳細が記入されているか
(過失割合を決定する際の重要な要素となります)

第三者行為手続きの流れ

誓約書

- ・記入漏れがないか
- ・(丙)欄をチェック(a~cに該当しない場合は、無記入で良い)
 - a) 第三者の運転者が業務中の場合は、使用者である会社の署名捺印。
 - b) 第三者が未成年の場合は、保護者の署名捺印。
 - c) 第三者と車の所有者が異なる場合は、所有者の署名捺印。
- ・第三者が自賠責保険にしか加入していない場合には、損害保険会社欄の署名捺印は不要
- ・自損事故の場合には、誓約書の提出は不要

診断書

- ・受診した全ての病院の分があるか
- ・入院計画書・手術承諾書等では代用不可

交通事故証明

- ・証明書右下の「照合記録簿の種別」が“物損事故”でなく、“人身事故”となっているか
(物損事故とは、物(車やバイク等)的被害だけの事故ということであり、受傷被害はなかったとみなされ、損害保険会社は医療費の求償に応じたくないで注意)
物損事故扱いであった場合の対処方法は、前項“【提出書類】[補足]”を参照のこと

2. 事業主レポートを作成する(例 第三者行為の場合 / 自損事故の場合)
事故状況に添った内容で作成願います。
3. 交通事故等による「傷病届」に、担当者 課長 部長 印を押印。
4. 全書類を健保組合へ提出。